

電力・ガス・食料品等価格高騰 重点支援給付金（7万円/1世帯）のお知らせ

（手続きが必要な場合があります）

- 電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金（1世帯あたり7万円）は、住民税均等割非課税世帯を支援する給付金です。
- 給付金の受給は、原則として手続きは不要です。

給付金の支給額

1世帯あたり **7万円**

給付金の振込予定日

令和 **6年2月9日（金）**

給付対象と申請の有無 （高島市から給付金（3万円）の給付を受けた場合）

プッシュ型給付の対象となる世帯

世帯全員の令和5年度
「住民税均等割が非課税」
の世帯

かつ

高島市から
「重点支援給付金(3万円)」
の給付を受けた世帯

申請は原則不要です

高島市からお知らせが届きますので、必ず給付要件をご確認ください。

※ 給付要件に該当しない場合は、社会福祉課へ
申し出てください。

[詳しくは裏面「I」へ](#)

<一部手続きが必要な場合があります>

※ 【給付口座の変更】または【辞退(拒否)】を希望する場合は、届出が必要です。

提出期限：令和6年1月31日（水）必着

[詳しくは裏面「II」へ](#)

支給要件の詳細等は裏面をご確認ください。

I プッシュ型給付の給付要件

● 下記に該当する世帯は、原則として申請等の手続きは不要です。

- ① 高島市から「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金（1世帯あたり3万円）」の給付を受けた世帯
- ② 令和5年12月1日時点で高島市に住民登録がある
- ③ 世帯全員が令和5年度住民税非課税である（ただし、住民税が課税されている方の扶養親族等のみからなる世帯は除く）
- ④ 租税条約による免除の適用を届け出ている者はいない
- ⑤ 世帯の中に、住民税課税となる所得があるのに未申告である者がいない
- ⑥ 既に価格高騰重点支援給付金（1世帯あたり7万円）の給付を受けた世帯ではない

■ ①に該当しない住民税非課税世帯や給付要件の確認が必要な給付対象者の方は、申請等の手続きが必要です。別途発送している案内通知等をご確認ください。

II 【給付口座の変更】または【辞退(拒否)】を希望する方

- 【給付口座の変更】を希望する方：「口座登録等の届出書」を提出してください。
[提出書類] 1)口座登録等の届出書 2)受取口座の通帳の写し 3)本人確認書類の写し
- 【辞退(拒否)】を希望する方：「受給拒否の届出書」を提出してください。
[提出書類] 1)受給拒否の届出書 2)本人確認書類の写し

※各種届出書は市ホームページからダウンロードしていただくか、下記給付金担当へお問い合わせください。



給付要件に該当せず、意図的に受給した場合は、不正受給（詐欺罪）に問われる場合があります。



給付金の

「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！



自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署か警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。

お問い合わせ

○高島市役所 健康福祉部 社会福祉課

重点支援給付金担当 ☎0740-25-8535

[住 所] 〒520-1592 高島市新旭町北畑565番地

[受付時間] 平日8:30~17:15